

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成30年度第2回審議会：平成31年3月11日

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者	小谷 卓	鶴岡工業高等専門学校名誉教授	会長
関係行政機関の職員	前田 学	山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課長	欠席
住民組織等の代表者	長南 吉美	鶴岡市コミュニティ組織協議会会長	
	佐藤 光雄	鶴岡市自治振興連絡協議会大泉地区自治振興会長	
	堀口 俊一	藤島地区衛生組織連合会会長	
	助川 正治	羽黒地区衛生組織連合会会長	
	五十嵐 博幸	榊引地区環境保全推進員協議会会長	欠席
	小野寺 明夫	朝日地域自治会連絡協議会副会長	欠席
	佐藤 静夫	温海地区衛生組織連合会会長	
	伊藤 エヨ	鶴岡地域婦人会連合会副会長	
関係商工業団体の代表者	菊地 陸	鶴岡商工会議所青年部	欠席
	上野 隆一	出羽商工会会長	欠席
	尾川 勝則	鶴岡商店会連合会会長	
事業者	柴崎 ルミ	マックスバリュ東北株式会社鶴岡南店総務チーフ	欠席
	御橋 慶治	一般社団法人鶴岡地区医師会事務局長	
	谷川 仁	株式会社主婦の店鶴岡店総務部総務補佐	欠席
	土田 光恵	生活協同組合共立社組織本部	欠席

事務局

氏名	役 職 名	備 考
白幡 俊	市民部長	
五十嵐 浩一	市民部参事兼廃棄物対策課長	
伊原 千佳子	藤島庁舎市民福祉課長	欠席
岡部 富美	羽黒庁舎市民福祉課長	代理
佐藤 美鈴	榊引庁舎市民福祉課長	代理
天然 せつ	朝日庁舎市民福祉課長	代理
佐藤 美香	温海庁舎市民福祉課長	代理
門脇 豊	廃棄物対策課課長補佐	
滝澤 巖	廃棄物対策課施設管理主査	
伊藤 豊	廃棄物対策課施設管理主査	
阿部 真	廃棄物対策課施設管理係長	
後藤 浩	廃棄物対策課施設管理専門員	
鈴木 浩	廃棄物対策課リサイクル推進主査	
藤澤 実	廃棄物対策課リサイクル推進主査	
渡部 忠	廃棄物対策課リサイクル推進係長	欠席
阿部 マモル	廃棄物対策課リサイクル推進係専門員	
高田 美穂	廃棄物対策課リサイクル推進係専門員	

平成30年度 第2回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成31年3月11日（月）

午後2時から4時まで

場 所：鶴岡市総合保健福祉センターにこふる

次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 協 議

平成31年度鶴岡市一般廃棄物処理実施計画（案）について

4. その他

○施設整備状況について（資料当日配布）

5. 閉 会

案

平成31年度

一般廃棄物処理実施計画

鶴岡市

目次

第1	総 則	1 ページ
第2	一般廃棄物の排出量の見込み	2 ページ
第3	一般廃棄物の処理主体及び処理方法	2 ページ
第4	ごみ処理実施計画	5 ページ
第5	生活排水処理実施計画	10 ページ

第1 総 則

1 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念の実現を目指して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの考え方に基づくごみ減量対策を推進する。

2 計画の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 (2019年) (2020年)

3 計画の区域

(1) 鶴岡市の全域とする。

(2) 計画区域外の一般廃棄物の搬入及び処理については次のとおりとする。

- ① 計画区域外で発生した一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）、その他法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、他市町村と事前に協議を行い、計画との調和が確保された場合に限り搬入を認める。
- ② 三川町より生じた一般廃棄物の処理のため、鶴岡市処理施設への運搬を認める。
- ③ 三川町が法第7条により許可した一般廃棄物収集運搬業の鶴岡市処理施設への運搬を認める。

4 ごみ減量等計画数値

家庭系ごみ排出原単位	630 g/人・日
一般廃棄物排出量	40,602 t/年
リサイクル率	12.1 %

【計画、実績見込及び一般廃棄物処理基本計画目標数値との比較】

		30年度 (計画)	30年度 (実績見込)	31年度 (計画)	37年度 (目標)
排 出 量	家庭系ごみ t/年	30,018	29,270	28,831	28,737
	事業系ごみ t/年	12,468	11,950	11,771	12,418
	合計 t/年	42,486	41,220	40,602	41,155
集団資源回収等 t/年		4,894	3,314	3,300	5,140
家庭系ごみ排出原単位 g/人日		642	635	630	—
リサイクル率 %		14.8	11.9	12.1	15.4
年度末人口 人		127,412	126,331	124,941	118,239

5 この計画の実施細目は、別に定める。

第2 一般廃棄物の排出量の見込み

一般廃棄物の種類	処理量	合計
もやすごみ	37,575 t/年	40,512 t/年
プラスチック製容器包装類 (ペットボトル含む)	860 t/年	
びん・缶	1,277 t/年	
金属・その他	752 t/年	
蛍光管・乾電池	48 t/年	
粗大ごみ	90 t/年	90 t/年
し尿	3,167 kℓ/年	24,711 kℓ/年
浄化槽汚泥	21,544 kℓ/年	

第3 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

1 家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやすごみ	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	焼却	鶴岡市	埋立
プラスチック製 容器包装類	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	指定法人	資源化
ペットボトル	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	指定法人・ 再資源化業者	資源化
びん	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	カレット化	指定法人・ 再資源化業者	資源化
缶	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	プレス	再資源化業者	資源化
金属・その他	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	分別・破砕	鶴岡市	残渣埋立
				再資源化業者	資源化
蛍光管・乾電池	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	分別	再資源化業者	資源化
粗大ごみ	排出者 許可業者	鶴岡市 許可業者	分別・破砕等	鶴岡市	残渣埋立
				再資源化業者	資源化

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
資源物 (古紙等)	排出者 資源回収業者	—	—	再資源化業者	資源化
し尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却後埋立
浄化槽汚泥	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却後埋立

- (1) 市民は、家庭から排出される廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄物を排出する際には市が指定する分別を徹底し、減量に努める。
- (2) 家庭から排出される廃棄物は、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理行為を行わない。
- (3) 家庭から排出される廃棄物は、指定袋による5分別と指定袋によらない「蛍光管・乾電池」の6分別とし、決められた日時及び場所（ステーション）に出す定点収集方式により、市が委託した業者が「ごみ収集カレンダー」の日程で収集・運搬する。
- (4) 多量に発生したごみは、排出者自ら鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設または鶴岡市リサイクルプラザへ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託する。
- (5) 粗大ごみは、排出者自ら鶴岡市リサイクルプラザへ搬入、もしくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託する。
- (6) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法：平成10年法律第97号）の対象品目については、販売店・指定引取場所（業者）及び市が許可した対象家電品収集運搬業者に運搬を委託する。
- (7) 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律：平成24年法律第57号）の対象品目については、市のイベントを利用した回収を積極的に利用するものとする。パソコンについては、鶴岡市リサイクルプラザにて通年回収をする。
- (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、製造等事業者による回収及び再資源化が行われている製品については、当該実施機関による処理を利用する。
- (9) 再生資源化物（古紙、なかでも特に雑がみ・びん類・鉄くず類）は、集団資源回収運動や拠点回収による資源化を原則とする。

- (10) 在宅医療廃棄物は医療機関や薬局などへの返却を基本とするが、危険性や感染性がないと医療機関等が確認したもので、やむを得ない場合は、もやすごみとして排出する。
- (11) 危険物（ガスボンベ、火薬、農薬、薬品、バッテリー等）、スプリング入りマットレス、耐火金庫、その他市が処理困難なものは、排出者が専門の業者等に依頼し、処理する。
- (12) し尿は、処理施設で適正な処理を行い、農村還元は行わない。

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやすごみ	排出者	鶴岡市	焼却	鶴岡市	埋立
	許可業者	許可業者	その他	再資源化業者	資源化
資源物 (古紙等)	排出者 資源回収業者	—	—	再資源化業者	資源化

- (1) 事業系一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理する。
- (2) 事業系一般廃棄物の自己焼却処理行為を行う場合は、関係法令を遵守する。
- (3) 鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設搬入時にごみ袋を使用する場合は、内容物を容易に確認できるものとし、ごみ袋本体に限りプラスチック製も可とする。3カ月の周知期間を設け2019年（平成31年）7月1日から実施する。
- (4) 事業活動に伴い排出される一般廃棄物の処理業は、廃棄物処理法に則り市の許可により実施されており、現在その許可業者は充足されている。しかし、資源循環型社会構築のため一般廃棄物の資源化を積極的に推進するものについては、許可業者の拡大を図ることができるものとする。

3 その他の一般廃棄物

- (1) 犬猫等の小動物死体は、排出者（飼い主等）が不明な路上死等の死体については、市が収集・運搬し、処理する。ただし、一部の国道等については、その道路管理者が収集・運搬する。排出者（飼い主等）が明らかな場合あるいは民有地に死体があった場合は、その排出者もしくは土地所有者自らが処分するものとし、鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設において焼却することができる。
- (2) 大規模な災害が発生した際には、鶴岡市災害廃棄物処理計画（平成31年策定）に則り、災害廃棄物等を適正、円滑かつ迅速に処理をする。

第4 ごみ処理実施計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬区域の範囲

計画区域内

(2) 廃棄物の種類ごとの収集・運搬方法

廃棄物の種類		収集回数	収集・運搬方法
家庭系ごみ	もやすごみ	週2回	市委託業者による ステーション方式
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトル含む)	週1回	
	びん・缶	隔週	
	金属・その他	(交互に回収)	
	蛍光管・乾電池	月1回	
	粗大ごみ	随時	排出者自己運搬
事業系ごみ	もやすごみ	随時	許可業者への委託搬入 または排出者自己運搬

2 ごみの発生抑制及び資源化の推進方法

(1) 発生抑制の方法

	課題・目的	具体的な取組内容
広報・ 啓発活動	きめ細やかな 情報発信	・市広報やエコ通信、市ホームページのほか、様々なメディアによる情報発信を積極的に行う。
	組織活動	・研修会や市職員との連絡・相談などを通じて、鶴岡市廃棄物減量等推進員の意識を高め地域活動推進を図る。
	草の根の 推進活動	・各種団体等の分別説明会などを通じて、ごみ減量による環境にやさしい消費者運動を推進する。 ・詰め替え商品やリサイクル商品の使用を促進するとともに、グリーン購入の普及、拡大に努める。 ・「もったいない」を合言葉に、地域全体で食品ロス削減の意識付けをしていく。

	課題・目的	具体的な取組内容
広報・啓発活動	催事等での取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rへの関心と意識を高めるため、不用品の活用によるリユース、リサイクルの方法等についての周知を図る。 ・地域イベント等でのごみ減量推進事業への協力・参加。 ・イベント等の際は、積極的に廃棄物の減量、環境負荷の低減に配慮した取組みに努めるよう要請していく。
	学童期からの環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校単位での施設見学等の校外学習をはじめ、様々な機会を捉えて子どもたちへの啓蒙、特にリデュース(発生抑制)の啓蒙に力を入れていく。
家庭系ごみ対策	ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバック持参で買い物をするなど、ごみを出さない、不要なものを購入しないという気運を醸成していく。 ・ごみ処理に対するコスト意識の醸成や、ごみ処理負担の軽減を図るため、ごみ収集体制のあり方やごみ処理有料化について検討する。
	生ごみ類の排出量抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減のため、食材の適量購入、使いきり、食べきりを呼びかける。 ・生ごみの水切り徹底、特に夏の期間には極力水分を減らして排出することを呼びかける。
	生ごみ以外の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収等を推進し、実施団体・実施回数の拡充を図る。特に雑がみ回収の拡大を周知し推進する。 ・小型家電の無料回収を随時実施していく。
	分別指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会、自治会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導や町内会単位等での分別説明会をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進する。
	高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみ世帯等のいわゆる生活弱者のごみの適正排出については、地域福祉のネットワーク等の自主的活動と歩調を合わせながら対応していく。
事業系ごみ対策	分別指導適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等のごみステーションへのごみ出しや産業業廃棄物の市施設への搬入など不適正行為についての指導を強化する。 ・収集運搬許可業を通じて、事業所への廃棄物の排出抑制や資源化に関する指導、啓発を実施する。

	課題・目的	具体的な取組内容
事業系ごみ対策	多量排出の抑制	・鶴岡市事業系一般廃棄物減量推進指示要綱に基づく排出量の実態把握に努め、一定量を超える事業者に対しては同要綱に基づいた手順により廃棄物減量と発生抑制の啓発及び指導を実施する。
	社会的責任としての環境保全意識の高揚	・食品リサイクル法に基づく食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化の積極的な実施を促す。 ・ごみの減量化や再資源化等を積極的に実施している「環境にやさしい店」と連携し、広く市民にごみ減量を周知することで環境保全に関する意識の高揚を図る。
	発生抑制の推進	・事業者の理解と協力を得ながら、レジ袋有料化と商品の簡易包装の実施を更に推し進める。 ・市内の飲食店等の協力を得ながら、外食時の「食べきり運動」を呼びかける広報活動を行う。 ・鶴岡市所有・管理施設から排出されるごみの減量化を図る。
リサイクルプラザ活用対策	施設の特長を生かした情報発信	・鶴岡市の資源循環型社会の構築をより積極的に推進し、市民や団体等の啓蒙・啓発を充実させるため、指定管理者にリサイクルプラザの管理運営を委託する。
	ごみ減量と資源の有効利用	・古本銀行や、再生工作室等を利活用した体験型学習・各種リサイクル教室を開催していく。 ・粗大ごみのうち、再生可能なものは極力再生し、再生品の展示紹介や市民等に対し提供していく。
	ごみ分別と資源化への理解	・休日の各種イベント等を含めた施設見学会を開催する。 ・鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、山形大学農学部など高等教育機関との連携事業によるリサイクル教室や研修会を計画していく。

(2) 資源化の推進方法

① 資源化の推進

新聞・雑誌など紙類の資源としての排出を推進するとともに、家庭系ごみについては、「プラスチック製容器包装類」「ペットボトル」「びん・缶」「金属・その他」の指定袋での排出を徹底し、鶴岡市リサイクルプラザでの中間処理後、容器包装リサイクル法に沿って指定法人等に引き渡すこととする。

なお、事業系ごみについても、分別収集の徹底と資源化の促進を指導する。

A 家庭系ごみ

集団資源回収の約7割を占める新聞・雑誌の発行部数が年々減少していることから、資源化量自体の減少は否めない。しかし、もやすごみの中には、包装紙等の雑がみ類が未だに多く混入していることから、これら雑がみ類の回収を推進するため、引き続き集団資源回収活動への助成を行う。

B 事業系ごみ

事業所等から排出される紙類回収を推進するため、工業団地、オフィス等の組織ぐるみによる資源回収を推進する。

② 資源化の量

A ごみ排出前の資源化量

項目	資源化量 (t)	備 考
資源回収	3,300	紙類 (新聞、雑誌、ダンボール、飲料パック、雑がみ)、びん、缶 等

B ごみ排出後の資源化量

項目	資源化量 (t)
鉄	371
アルミ	193
カレット	587
ペットボトル	288
プラスチック製容器包装類	537
蛍光管/乾電池	48
その他	4
合 計	2,028

3 中間処理計画

(1) 廃棄物の種類別処理量

廃棄物の種類		数量 (t)	処理施設
家庭系 ごみ	もやすごみ	25,804	鶴岡市クリーンセンター ごみ焼却施設
	プラスチック製容器包装類 (ペットボトル含む)	860	鶴岡市リサイクルプラザ
	びん・缶	1,277	
	金属・その他	752	
	蛍光管・乾電池	48	
	粗大ごみ	90	
事業系ごみ		11,771	鶴岡市クリーンセンター ごみ焼却施設
合計		40,602	

(2) 処理施設の概要

① 可燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設
所在地	宝田三丁目13番6号
処理方式	全連続運転式焼却炉 (ストーカ)
公称能力	165t/24h(82.5t/24h×2炉)

② 不燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市リサイクルプラザ
所在地	水沢字水京68番地の1
処理方式	資源回収方式 ・びん缶15t/日・金属その他10t/日・粗大ごみ8t/日
処理能力	減容圧縮梱包 ・プラスチック製容器包装11t/日・ペットボトル2t/日

4 最終処分計画

最終処分場の概要

名 称	岡山一般廃棄物最終処分場
所 在 地	岡山字大谷地 16 番地
埋立面積	23,400 m ²
計画埋立容量	225,000 m ³
埋立方法	管理型 サンドイッチ方式
平成 30 年度末残余容量見込	11,320 m ³
平成 31 年度計画埋立容量	8,708 m ³
平成 31 年度末残余容量見込	2,612 m ³

第 5 生活排水処理実施計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬区域の範囲

計画区域内

【参考】下水道等の接続率（平成 30 年 3 月 31 日現在）

	整備済区域内 戸数	接続 戸数	未接続 戸数	接続率(%)
・公共下水道事業	38,616	35,785	2,831	92.7
・集落排水事業	5,322	5,015	307	94.2
・浄化槽事業	491	488	3	99.4

計 3,141 (単独浄化槽設置戸数含む)

(2) 廃棄物の種類ごとの収集・運搬方法

廃棄物の種類	収集日	方 法
し尿	土・日・祝日を除く毎日	許可業者による 各戸収集
浄化槽汚泥		

2 中間処理計画

(1) 廃棄物の種類別処理量

廃棄物の種類	数量 (kℓ)	処理施設
し尿	3,167	鶴岡市クリーンセンターし尿処理施設
浄化槽汚泥	21,544	

(2) 処理施設の概要

施設名	鶴岡市クリーンセンターし尿処理施設	
所在地	宝田三丁目13番6号	
処理能力	152kℓ/日 (し尿63kℓ/日・浄化槽汚泥89kℓ/日)	
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式	
放流水	BOD	10mg/ℓ以下
	SS	10mg/ℓ以下

3 最終処分計画

中間処理施設から排出される汚泥を鶴岡市クリーンセンターごみ焼却施設で焼却した後、焼却灰を岡山一般廃棄物最終処分場に埋立する。

